

第8回定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

(2021年1月1日～2021年12月31日)

株式会社 Photosynth

第8期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://photosynth.co.jp/ir/stock/meeting/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 7 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年7月17日	2019年3月29日
新 株 予 約 権 の 数		835個	90個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 334,000株 (新株予約権1個につき 400株)	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき 400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 115,200円 (1株当たり 288円)	新株予約権1個当たり 160,000円 (1株当たり 400円)
権 利 行 使 期 間		2020年7月18日から 2028年7月17日まで	2021年3月30日から 2029年3月29日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 835個 目的となる株式数 334,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 36,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 1 1 回 新 株 予 約 権	第 1 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年3月30日	2021年3月29日
新 株 予 約 権 の 数		178個	60個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 35,600株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 95,000円 (1株当たり 475円)	新株予約権1個当たり 140,000円 (1株当たり 700円)
権 利 行 使 期 間		2022年3月31日から 2030年3月30日まで	2023年3月30日から 2031年3月29日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 158個 目的となる株式数 31,600株 保有者数 3名	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。
- (2) 当社株式が日本国内の証券取引所に上場されることを要する。
- (3) 行使期間初日より前に以下の事由が発生した場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。
 - a. 当社経営権の第三者への移行
 - b. 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- (5) 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 1 2 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2021年3月29日	
新 株 予 約 権 の 数		238個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	47,600株 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	140,000円 700円)
権 利 行 使 期 間		2023年3月30日から 2031年3月29日まで	
行 使 の 条 件		(注)	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	238個 47,600株 58名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	一個 一株 一名

(注) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。
- (2) 当社株式が日本国内の証券取引所に上場されることを要する。
- (3) 行使期間初日より前に以下の事由が発生した場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。
 - a. 当社経営権の第三者への移行
 - b. 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- (5) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

ロ. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

ハ. 「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態について定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

ニ. 「内部通報規程」に基づき、内部通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違反行為等の早期発見とその是正、解決を図る。

ホ. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。

ロ. 取締役及び監査役が当該文書又は電磁的媒体を常時閲覧できる体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役及び使用人は、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業上のあらゆるリスクを積極的に予見するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクの適切な評価及び管理に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき職務権限と担当業務を明確にする。

ロ. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に

応じて臨時取締役会を開催する。

ハ. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の経営については、当社が策定した「関係会社管理規程」の遵守を求める。

ロ. 当社内部監査担当者は、当社グループ各社に対して監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

ロ. 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

ハ. 監査役の補助者は、その業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

イ. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務執行状況を聴取し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明及び報告を求めることができる。

ロ. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。

ハ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該職務の執行に必要なないと認められた場合を除き速やかに処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

ロ. 監査役は、定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、連携の強化を図る。

ハ. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下の通りであります。

① リスクマネジメントとコンプライアンスに対する取組み

リスクマネジメント委員会において、事業上のあらゆるリスクを予見し、適切な評価及び管理について検討しました。また、コンプライアンス研修を実施し、取締役及び使用人に対してコンプライアンス意識の向上に努めております。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する取組み

当事業年度において、取締役会は23回開催されました。取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図っております。

③ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する取組み

当社内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる業務の適正を確保しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保する取組み

監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、全て社外監査役となっております。当事業年度において、監査役会は24回開催されました。監査役は、取締役や重要な使用人へのヒアリングを行い、必要な情報を収集するとともに、代表取締役や内部監査担当者及び会計監査人と定期的な意見交換を行いました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社 MIWA Akerun Technologies

② 非連結子会社の状況

第13回新株予約権信託

(連結範囲から除いた理由)

第13回新株予約権信託は、小規模であり、純資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社

非連結子会社の名称 第13回新株予約権信託

(持分法を適用しない理由)

第13回新株予約権信託は、小規模であり、純資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社 MIWA Akerun Technologiesを連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 評価基準は先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、金型及び賃貸用資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	8年～22年
工具、器具及び備品	2年～10年
賃貸用資産	5年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失の認識の要否

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、合理的な金額を算出しております。

当該連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が、会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下の通りであります。

(1) 当該連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

① 固定資産

有形固定資産	322,708千円
無形固定資産	27,121千円

② 減損損失

当連結会計年度において減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、Akerun事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当社グループは、事業拡大のために積極的にマーケティング活動や人員採用を行っており、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否の判定を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額（349,829千円）を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。将来キャッシュ・フローの見積りは、中期事業計画を基礎としており、人員の増加を前提とした新規顧客の獲得によるサブスクリプション売上高のさらなる増加や解約率などを主要な仮定として織り込んでおります。これらの仮定は不確実性を伴うため、実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	30,000千円
--------	----------

(2) 担保に係る債務

短期借入金	30,000千円
-------	----------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 15,390,800株 |
|------|-------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 512,800株 |
|------|----------|

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入、第三者割当増資等によって調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1カ月以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い定期的取引先の状況を確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現 金 及 び 預 金	3,530,340千円	3,530,340千円	－千円
② 売 掛 金	177,730	177,730	－
資 産 計	3,708,071	3,708,071	－
① 買 掛 金	41,565	41,565	－
② 短 期 借 入 金	30,000	30,000	－
③ 未 払 金	168,624	168,624	－
④ 長 期 借 入 金（※）	717,350	713,124	△4,225
負 債 計	957,540	953,314	△4,225

（※） 1年内返済又は支払予定の金額を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

①買掛金、②短期借入金、③未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金	80,667千円

敷金及び保証金は、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の 名 称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 と の 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	河瀬 航大	(被所有) 直接15.3% 間接0.5%	当社代表取締役	ストック・ オプション の権利行使	11,980	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当連結会計年度の新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による払込金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 171円55銭

(2) 1株当たりの当期純損失 62円76銭

(注) 2021年8月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2022年3月30日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しました。

(1) 資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し、財務内容の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

(2) 資本金及び資本剰余金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

① 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金 1,609,799,638円 のうち 1,579,799,638円

資本準備金 2,850,587,122円 のうち 250,587,122円

② 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 1,830,386,760円

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条に基づき、上記の資本金及び資本剰余金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。

① 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 2,041,695,929円

② 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 2,041,695,929円

(4) 日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2022年2月14日 |
| ② 株主総会決議日 | 2022年3月30日（予定） |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 2022年4月7日（予定） |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | 2022年5月7日（予定） |
| ⑤ 効力発生日 | 2022年5月10日（予定） |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

- ## (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

評価基準は先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

- ### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、金型及び賃貸用資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物

8年~22年

工具、器具及び備品

2年～10年

貸貸用資産

5 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- #### (4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

- #### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「前渡金」は214千円であります。

(「重要な会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失の認識の要否

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が、会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下の通りであります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

① 固定資産

有形固定資産

322,708千円

無形固定資産

27,121千円

② 減損損失

当事業年度において減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金 30,000千円

② 担保に係る債務

短期借入金 30,000千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。

未収入金 8,335千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 1,125,937千円

未払事業税 7,483千円

未払事業所税 668千円

資産除去債務 6,738千円

減価償却超過額 33,674千円

一括償却資産 25,991千円

減損損失 912千円

ソフトウェア仮勘定 10,794千円

貸倒引当金 1,763千円

たな卸資産評価損 536千円

その他 131千円

繰延税金資産小計 1,214,631千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △1,125,937千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △88,694千円

評価性引当額小計 △1,214,631千円

繰延税金資産合計 ー千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

1 年内	86,738千円
1 年超	－千円
合計	86,738千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関係会社等

種 類	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 MIWA Akerun Technologies	所有 直接51%	役員の兼任 クラウドサービス の提供及び保守 システム開発 の業務受託 管理業務 の業務受託	設立出資	51,000	関係会社株式	51,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の 名 称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	河瀬 航大	(被所有) 直接15.3% 間接0.5%	当社代表取締役	ストック・ オプション の権利行使	11,980	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当事業年度の新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による払込金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 172円17銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 62円07銭 |

(注) 2021年8月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2022年3月30日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しました。詳細については、連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。